

チェックリスト（少数株主の株主総会招集許可申立事件）

番号	項目	チェック事項	チェック欄	備考欄
1	管轄	会社の本店所在地を管轄する地方裁判所		
2	申立人	公開会社：総株主の議決権の100分の3以上かつ6か月保有（これを下回る定款の定めがある場合は、その割合、期間） 公開会社でない会社：総株主の議決権の100分の3以上（これを下回る定款の定めがある場合は、その割合） 特例有限会社：総株主の議決権の10分の1以上（定款に別段の定めがある場合はこの限りでない）		
3	申立手数料	収入印紙1000円の貼付		
4	申立ての趣旨	【例】「〇〇株式会社取締役Aの解任の決議を目的とする株主総会を申立人において招集することを許可する。」との裁判を求める。		
5	申立ての要件①	持株要件を満たす株主が株主総会の招集請求をしたこと		
6	申立ての要件②	①招集請求の後遅滞なく招集の手続が行われないこと、又は②招集請求があった日から8週間（これを下回る定款の定めがある場合は、その期間）以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集通知が発せられないこと		
6	申立ての要件③	申立ての趣旨に記載された株主総会の目的事項（議題）が、招集請求書に記載された株主総会の目的事項（議題）の範囲を超えていないこと		
7	証拠書類①	会社の登記事項証明書		

8	証拠書類②	会社の定款		
9	証拠書類③	持株要件を証する資料（株主名簿、株主名簿記載事項証明書、株券、個別株主通知済通知書など）		
10	証拠書類④	株主総会招集請求書（内容証明郵便）及び郵便物配達証明書		
11	証拠書類⑤	取締役が株主総会の招集を怠っていることを証する資料（例えば、会社の役員や他の株主の陳述書など）		

※ 申立書にチェック事項が記載されているか、証拠書類が提出されているかを確認した上、チェック欄に○を付けてください。その他、特に記載すべき事項があれば、備考欄に記載して下さい。